



草加八潮消防組合監査委員告示第1号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

草加八潮消防組合監査委員 中 村 幸 彦

草加八潮消防組合監査委員 関 一 幸

1 監査対象所属

企画課、草加消防署（青柳分署、北分署）、八潮消防署消防第1課及び第2課

2 監査対象事務

令和3年度及び令和4年度（同年9月30日まで）に執行された財務に関する事務

3 監査期間

令和4年10月12日（水）から令和5年1月26日（木）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加八潮消防組合監査基準第10条並びに草加八潮消防組合監査事務処理要領第5条及び第6条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「草加市監査委員事務局財務事務監査の着眼点」を準用するものとししました。

6 監査結果

(1) 企画課

企画課は、令和3年4月に新設され、企画調整係、財政係及び庁舎建設室の2係1室が置かれています。

令和4年度の職員体制については、組合職員数の3.0%、10人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和4年4月1日現在）

所属	人数	割合
企画課※	10人	3.0%

その他の所属	321人	97.0%
--------	------	-------

※ 草加市からの派遣職員 1 人及び会計年度任用職員 1 人を除く。

企画課は、消防組合の運営が適正に行われることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、企画調整係は、消防行政の企画立案や議会・監査・公平委員会に係る事務などを、財政係は、組合の財政に関する事務や入札・契約事務などを、庁舎建設室は、消防庁舎の整備計画の調整及び建設等に関する事務を担い、その業務は多岐にわたっています。

(2) 草加消防署青柳分署

草加消防署青柳分署には、消防第 1 係及び第 2 係、化学第 1 係及び第 2 係、救急第 1 係及び第 2 係の 6 係が置かれています。

令和 4 年度の職員体制については、組合職員数の 9.4%、31 人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和4年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署青柳分署※	31人	9.4%
その他の所属	300人	90.6%

※ 再任用短時間勤務職員 1 人を除く。

青柳分署は、消防及び救助・救急活動を所管し、火災や地震等の災害から市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、消火及び救助・救急の活動など主に災害現場における活動や消防訓練、救急訓練の指導を通して、市民の危機管理意識を醸成する業務を担っています。

(3) 草加消防署北分署

草加消防署北分署には、消防第 1 係、第 2 係、第 3 係及び第 4 係、救急第 1

係及び第2係の6係が置かれています。

令和4年度の職員体制については、組合職員数の9.4%、31人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和4年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署北分署※	31人	9.4%
その他の所属	300人	90.6%

※ 再任用短時間勤務職員1人を除く。

北分署は、消防及び救助・救急活動を所管し、火災や地震等の災害から市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、消火及び救助・救急の活動など主に災害現場における活動や消防訓練、救急訓練の指導を通して、市民の危機管理意識を醸成する業務を担っています。

(4) 八潮消防署消防第1課及び第2課

八潮消防署消防第1課及び第2課には、それぞれ指導係、消防第1係、第2係及び第3係、救助係、救急第1係及び第2係の7係が置かれています。

令和4年度の職員体制については、組合職員数の21.1%、70人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和4年4月1日現在）

所属	人数	割合
八潮消防署 消防第1課及び第2課	70人	21.1%
その他の所属	261人	78.9%

八潮消防署消防第1課及び第2課は、消防及び救助・救急活動を所管し、火災や地震等の災害から市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉

えています。

具体的には、消火及び救助・救急の活動など主に災害現場における活動や消防訓練、救急訓練の指導を通して、市民に危機管理意識の向上を図る業務を担っています。

令和3年度及び令和4年度の9月30日までに執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められましたので、**《指摘事項》**はありません。